

Arcstar Conferencing テレビ会議 サービス利用規約【現改比較表】 2023年10月1日現在

～2023年9月30日

2023年10月1日～

<p>目次（略）</p> <p>第1条～第37条（略）</p> <p>別記（略）</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1～3（略）</p> <p>（消費税相当額の加算）</p> <p>4 第23条（利用料金の支払義務）の規定その他この規約の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。</p> <p>（注）この料金表に規定する料金その他の債務（法令の規定により消費税相当額が課されないものを除きます。）は、税抜価格とし、かつこの料金額は、<u>価格</u>を表示します。この規約において料金表以外についても同様とします。</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1条～第37条（略）</p> <p>別記（略）</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1～3（略）</p> <p>（消費税相当額の加算）</p> <p>4 第23条（利用料金の支払義務）の規定その他この規約の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。</p> <p><u>上記算定方法により、支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。））の合計と異なる場合があります。</u></p> <p>（注 <u>1</u>）この料金表に規定する料金その他の債務（法令の規定により消費税相当額が課されないものを除きます。）は、税抜価格とし、かつこの料金額は、<u>税込価格</u>を表示します。この規約において料金表以外についても同様とします。</p> <p><u>（注 2）関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。</u></p>
---	--

第1表～第3表 (略)	第1表～第3表 (略)
	附 則 (令和5年9月12日 C A S企第000400001429-01号) この改正規定は、令和5年10月1日から実施します。